



福岡医発第 307 号 (地)

平成 28 年 4 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震に伴う審査支払業務の特例取扱いについて

平成28年熊本地震に伴い、各都道府県の国民健康保険団体連合会による平成28年5月支払分（平成28年3月診療分）の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下、「診療報酬等」という。）の審査支払について、別添のとおり通知（事務連絡）が発出され、下記のとおり取り扱うこととなった旨、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課より日本医師会を通じて連絡がありました。

また、同地震に伴い、社会保険診療報酬支払基金各支部における審査委員会の審査決定について、別添とおり、社会保険診療報酬支払基金の照会に対し、厚生労働省保険局保険課からの回答が発出され、下記のとおり取り扱うこととなっておりますので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【国民健康保険団体連合会（国保連）の場合】

熊本地震による被災、被災地域への医療支援等により、各都道府県の国保連において、平成28年5月支払分（平成28年3月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次の方法により対応することが可能です。

◆国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、定足数の10分の1以上の出席により、審査を行うこと。

また、後期高齢者医療診療報酬審査委員会についても、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

【社会保険診療報酬支払基金の場合】

支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査の決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程に基づき、毎月月末までに審査委員の2分の1の出席による第二次審査において決定することとされております。

しかしながら、今回の震災被害の甚大さから、現在、診療担当者が被災地での支援に優先的に対応することが求められており、必要とされる審査委員数の2分の1以上の出席が困難な状況も想定されることから、特例的に、審査員の2分の1未満の出席であっても、審査決定することもやむを得ないと判断されます。

なお、上記取扱いは、いずれも平成28年5月支払分（平成28年3月診療分）についてのみに講じられる措置であり、平成28年熊本地震が発生した平成28年4月14日から適用することとされております。平成28年6月支払分（平成28年4月診療分）の取扱い等については、追って通知される予定です。

<添付資料>

1. 平成28年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会における特例について
(平28.4.19 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)
2. 平成28年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている社会保険診療報酬支払基金における特例について
(平28.4.19 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)
[別添] 熊本地震による被災支部等の審査決定について
(平 28.4.18 社会保険診療報酬支払基金審査企画部長)

平成 28 年 4 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

平成 28 年熊本地震に伴う審査支払業務の特例取扱いについて

平成 28 年熊本地震に伴い、各都道府県の国民健康保険団体連合会による平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下、「診療報酬等」という。）の審査支払について、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課より、別添のとおり通知（事務連絡）が発出され、下記のとおり取り扱うこととなりましたのでご連絡申し上げます。

また、同地震に伴い、社会保険診療報酬支払基金各支部における審査委員会の審査決定について、別添とおり、社会保険診療報酬支払基金の照会に対し、厚生労働省保険局保険課からの回答が発出され、下記のとおり取り扱うこととなりましたので併せてご連絡申し上げます。

記

【国民健康保険団体連合会（国保連）の場合】

熊本地震による被災、被災地域への医療支援等により、各都道府県の国保連において、平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次の方法により対応することが可能です。

- ◆国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例
国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、定足数の 10 分の 1 以上の出席により、審査を行うこと。
また、後期高齢者医療診療報酬審査委員会についても、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

【社会保険診療報酬支払基金の場合】

支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査の決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程に基づき、毎月月末までに審査委員の2分の1の出席による第二次審査において決定することとされております。

しかしながら、今回の震災被害の甚大さから、現在、診療担当者が被災地での支援に優先的に対応することが求められており、必要とされる審査委員数の2分の1以上の出席が困難な状況も想定されることから、特例的に、審査員の2分の1未満の出席であっても、審査決定することもやむを得ないと判断されます。

なお、上記取扱いは、いずれも平成28年5月支払分（平成28年3月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成28年熊本地震が発生した平成28年4月14日から適用することとされております。平成28年6月支払分（平成28年4月診療分）の取扱い等については、追って通知される予定です。

＜添付資料＞

1. 平成28年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会における特例について

（平 28. 4. 19 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課）

2. 平成28年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている社会保険診療報酬支払基金における特例について

（平 28. 4. 19 事務連絡 厚生労働省保険局保険課）

〔別添〕 熊本地震による被災支部等の審査決定について

（平 28. 4. 18 社会保険診療報酬支払基金審査企画部長）

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 19 日

都道府県民生主管部（局）	}	御中
都道府県国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局		

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 28 年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている
国民健康保険団体連合会における特例について

今般の平成 28 年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）による平成 28 年 5 月支払分の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の審査支払については、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に対する支払に支障が生じないように、下記のように取り扱うこととしたので貴管内国保連及び保険者に対する周知等に遺漏なきよう期されたい。

記

1. 平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の診療報酬等の審査方法

平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合は、次の方法により対応して差し支えない。

（1）国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の特例

国民健康保険診療報酬審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、定足数の十分の一以上の出席により、審査を行うこと。

（2）後期高齢者医療診療報酬審査委員会の定足数の特例

後期高齢者医療診療報酬審査委員会については、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 113 条により国民健康保険法施行規則を準用していることから、国民健康保険診療報酬審査委員会と同様の取扱いとすること。

2. その他留意事項

この措置は、保険医療機関等に対する診療報酬等の平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

なお、平成 28 年 6 月支払い分（平成 28 年 4 月診療分）以降の取扱いについては、おって連絡する。

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 19 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

平成 28 年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている
社会保険診療報酬支払基金における特例について

今般の平成 28 年熊本地震に伴い審査支払業務に著しい支障が生じている社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）による平成 28 年 5 月支払分の診療報酬（調剤報酬を含む。）、入院時食事療養費、入院時生活療養費及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の審査支払については、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）に対する支払に支障が生じないよう、下記のように取り扱うこととしたので遺漏なきよう期されたい。

記

1. 平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の診療報酬等の審査方法

平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払については、当該支払に係る診療報酬等の審査が期日までに行えない状況にある場合であって、社会保険診療報酬請求書審査委員会の定足数の確保が極めて困難である場合は、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年 12 月 13 日厚生省令第 56 号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、審査委員の 2 分の 1 未満の出席で審査決定することも差し支えないこととする。

2. その他留意事項

この措置は、保険医療機関等に対する診療報酬等の平成 28 年 5 月支払分（平成 28 年 3 月診療分）についてのみ講じられる措置であり、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

なお、平成 28 年 6 月支払い分（平成 28 年 4 月診療分）以降の取扱いについては、おって通知する。

平成 28 年 4 月 18 日

厚生労働省保険局
保 険 課 長 殿

社会保険診療報酬支払基金
審 査 企 画 部 長

熊本地震による被災支部等の審査決定について

現在、支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年 12 月 13 日 厚生省令第 56 号）第 2 条第 1 項に基づき、毎月月末までに審査委員の 2 分の 1 以上の出席による第二次審査において決定しております。

しかしながら、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震の影響により、同月内の審査委員会を開催するに当たり、被災支部等の審査委員においては、被災地における医療行為が最優先されることなどから、審査決定を行う第二次審査において、必要とされる審査委員の 2 分の 1 以上の出席が困難な状況も想定されます。

つきましては、下記の件についてご教示願います。

記

【照会事項】

被災支部など、審査委員定数の確保が極めて困難な支部にあつては、同規程第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、審査委員の 2 分の 1 未満の出席により審査決定することとしても差し支えないか。

(参考)

※ 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会
規程（昭和 23 年 12 月 13 日 厚生省令第 56 号）

第 2 条第 1 項

審査委員会において、診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。第 3 項を除き、以下同じ。）の決定をなす場合には、審査委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ審査の決定をすることができない。

第 2 条第 2 項

審査委員会において、審査のため必要ある場合には、審査委員の担当を定めて、あらかじめ審査をすることができる。

第 3 条

審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の末日までに審査しなければならない。

第 7 条第 2 項

審査委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。